

IV 市町村審査会に用いる資料等

1 審査会に用いる資料

- ① 市町村審査会資料（一次判定結果）
- ② 特記事項（認定調査項目の留意すべき事項等）
- ③ 医師意見書
- ④ 概況調査（調査対象者のサービス利用状況、居住環境等）

図2 市町村審査会資料（イメージ）

取扱注意		市町村審査会資料				平成19年11月10日 作成 平成19年11月 1日 申請 平成19年11月 1日 調査 平成19年11月 7日 審査							
合議体番号：000001 No. 1													
今回	申請区分：更新申請	障害種別：身体	年齢：67歳	性別：女									
前回	二次判定結果：区分1	障害種別：身体/知的/精神	認定有効期間：12月間										
1 一次判定等 (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)													
一次判定結果	プロセスⅠ 区分1	→	プロセスⅡ 区分2	食事	排泄	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連		
障害程度区分基準時間	38.1分			0.7分	0.5分	4.6分	4.2分	11.9分	0.1分	3.9分	5.9分		
警告コード：													
2 判定調査項目													
A項目群	調査結果	前回結果	調査結果	前回結果									
麻痺拘縮 1-1. 麻痺 (左一上肢) (右一上肢) (左一下肢) (右一下肢) (その他) 1-2. 拘縮 (肩関節) (肘関節) (股関節) (膝関節) (足関節) (その他)	ある		ある		行動 7-7. 被害的 7-4. 作話 7-7. 幻視幻聴 7-5. 感情が不安定 7-8. 昼夜逆転 7-8. 暴言暴行 7-8. 同じ話をする 7-7. 大声を出す 7-7. 介護に抵抗 7-7. 常時の徘徊 7-7. 落ち着きなし 7-7. 外出して戻れない 7-7. 一人で出たがる 7-7. 収集癖 7-7. 火の不始末 7-7. 物や衣類を壊す 7-7. 不潔行為 7-7. 異食行動 7-7. ひどい物忘れ		週に1回以上		ほぼ毎日		ときどきある		
移動 2-1. 寝返り 2-2. 起き上がり 2-3. 座位保持 2-4. 両足での立位 2-5. 歩行 2-6. 移乗 2-7. 移動	つかまれば可 自分で支えれば可 できない		つかまれば可 見守り等 一部介助				特別な医療 8-1. 滴の管理 8-2. 中心静脈栄養 8-3. 透析 8-4. ストーマの処置 8-5. 酸素療法 8-6. レスビレーター 8-7. 気管切開の処置 8-8. 疼痛の看護 8-9. 経管栄養 8-10. モニター測定 8-11. じょくそうの処置 8-12. カテーテル		ある				
複雑動作 3-1. 立ち上がり 3-2. 片足での立位 3-3. 洗身	つかまれば可 できない 一部介助		見守り等 一部介助		B1 項目群 9-1. 調理 9-2. 食事の配下膳 9-3. 掃除 9-4. 洗濯 9-5. 入浴の準備片付け 9-6. 買い物 9-7. 交通手段の利用				全介助 全介助 見守り、一部介助				
特別介護 4-17. じょくそう 皮膚疾患 4-2. えん下 4-3. 食事摂取 4-4. 飲水 4-5. 排尿 4-6. 排便	見守り等 見守り等		見守り等 一部介助				B2 項目群 7-1. こたわり 7-1. 多動・行動停止 7-2. 不安定な行動 7-2. 自ら叩く等の行為 7-2. 他を叩く等の行為 7-7. 異味等による行動 7-7. 通常と違う声 7-7. 強急的行動 7-7. 反復的行動		毎日(外出のため)				
身の回り 5-17. 口腔清潔 イ. 洗顔 リ. 整髪 エ. つめ切り 5-27. 上衣の着脱 イ.ズボン等の着脱 5-3. 薬の内服 5-4. 金銭の管理 5-5. 電話の利用 5-6. 日常の意思決定	一部介助 見守り等		特別の場合以外可		C項目群 6-34. 独自の意思伝達 6-44. 聴解の理解 7-7. 過食反すう等 7-7. 暴言で感情的 7-7. 対人面の不安緊張 7-7. 意欲が乏しい 7-7. 話がまもららない 7-7. 集中力が続かない 7-7. 自己の過大評価 7-7. 壁い強く拒否的 9-8. 文字の視覚的認識				月に1回以上		週に1回以上		ときどきある
意思疎通 6-1. 視力 6-2. 聴力 6-37. 意思の伝達 6-47. 指示への反応 6-57. 毎日の日課を理解 イ. 生年月日という ウ. 短期記憶 エ. 自分の名前をいう オ. 今の季節を理解 カ. 場所の理解	やっと聞える できない できない												
3 中間評価項目得点表													
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動	67.3	36.4	38.0	81.3	86.1	76.4	100.0

市町村審査会においては、一次判定結果等が記載されている市町村審査会資料は、基本的に図2の様式（掲載の資料はイメージです）で提示されます。

2 市町村審査会資料に示される内容

市町村審査会資料に示される内容については、以下のとおりです。

(1) 一次判定等

図3 市町村審査会資料の一次判定等の表示

1 一次判定等 (この分数は、実際のケア時間を示すものではない) プロセスⅠ プロセスⅡ 一次判定結果 ① 区分1 → 区分2 ② 障害程度区分基準時間 : 38.1分							
食事	排泄	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	4.6分	4.2分	11.9分	0.1分	3.9分	5.9分

○ 一次判定結果

市町村審査会資料のこの欄には、障害程度の区分が表示されます。

調査結果に基づき推計された障害程度区分基準時間により、「非該当」

「区分1～6」のいずれかが示されます。

- ・ 推計のもととなっているのは、以下の2つです。

<図3にある①及び②が以下に該当する内容です。>

① 認定調査項目のうちA項目群(79項目)の結果に基づき推計される区分及び障害程度区分基準時間(プロセスⅠによる判定)
② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査項目のうちB項目群(行動障害の頻度及び手段的日常生活動作(IADL)に係る支援の必要性に関する項目:16項目)の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態(プロセスⅡによる判定)

○ 障害程度区分基準時間

認定基準時間は小数点第一位まで示されます。

推計のもととなっているのは、認定調査項目のうちA項目群(79項目)です。

○ 障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間

障害程度区分基準時間は、図3の8種類の行為(「食事」、「排泄」、「移動」、「清潔保持」、「間接生活介助」、「行動」、「機能訓練関連行為」、「医療関連行為」)の区分毎に推計時間を表示します。

○ 警告コード

警告コードは、障害程度区分用ソフトに調査結果が入力された際、A項目群の79項目のうち、異なる2つの調査項目において、同時に出現することがまれな組み合わせがあった場合に、入力上のミスがないかどうかを確認していただくために、市町村審査会資料上に表示されるものです。まれな組み合わせとして、62の組み合わせが設定されています。

※警告コードが発生した場合の整理手順

例：認定調査で「寝返り」が「3.できない」にもかかわらず、「洗身」が「1.自立」の場合 → 警告コードNO1が表示



市町村審査会事務局は、

1 特記事項に記載があり、確認できる場合

特記事項の当該項目の記入内容を参照し、状態像の確認をする。

「洗身」が「1.できる」にチェックが入っているが、特記事項で「寝返りは下肢が拘縮しているためにできないのであり、座位にての洗身は可能である。」などの記載状況で、警告コードは無視される。

2 特記事項に記載がなく、確認できない場合

調査員に確認をとり、調査項目及び状態像の矛盾を整理した上でコンピュータにチェックを入れ、審査会の判定が適正に判断できるよう整理しておく。

※ なお、状態像が一般的な判断とはかけ離れている特殊な場合もありますので、その場合は警告コードを無視したまま審査会に資料提出することもあります。

(2) 調査項目

下記のように市町村審査会資料には、認定調査項目（106項目）の調査結果が示されます。

ただし、調査結果が、「できる」「ない」「普通」「通じる」の場合は表示されません。

2 調査項目

		調査結果	
移動関連	2-1	寝返り	つかまれば可
	2-2	起き上がり	つかまれば可
	2-3	座位保持	自分で支えれば可
	2-4	両足での立位	支えが必要

(3) 中間評価項目得点表

認定調査項目の各領域について、それぞれ最高100点、最低0点となるように選択肢ごとに中間評価項目得点の点数が割り当てられます。その各群の合計得点を示しています。

なお、各領域の得点は同じ重みづけではないため、各領域の得点を比較したり、加減乗除したりすることは適当ではありません。

領域が示しているのは、プロセス I の項目です。

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
63.1	36.4	38	81.3	86.1	76.4	100

V 市町村審査会における検討の進め方

1 認定調査内容の確認

- 審査資料 : 市町村審査会資料、特記事項、医師意見書

概況調査票等（サービス利用状況票等を含む）の取扱について

- 障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たってはあくまでも心身の状況に関する情報のみで判定される必要があります。概況調査票には、単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等について記載されていますが、これらは心身の状況とは異なる情報であり、審査時に本人の一般的な生活状況等を把握するために参照することは差し支えありませんが、概況調査票の内容を理由として、障害程度区分の二次判定を行うことは適当ではありません。
- なお、訓練等給付等のサービス利用について意見を付す場合には、概況調査票の内容を勘案して検討されることは差し支えありません。
- ※ 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）については、障害程度区分の判定後、支給決定の段階において、サービスの種類、量などを決定する際に、障害程度区分とともに勘案されることとなります。

2 一次判定結果の確定

- 審査会は判定を行う前に、まず、認定調査の結果、特記事項、医師意見書の内容の矛盾（不整合）がないかどうかを確認します。（図4）
 - ・ 矛盾がない場合は、一次判定の結果を確定します。
 - ・ 矛盾がある場合は、以下の点に留意し、再調査又は調査結果の一部修正を行います。

（1）再調査について

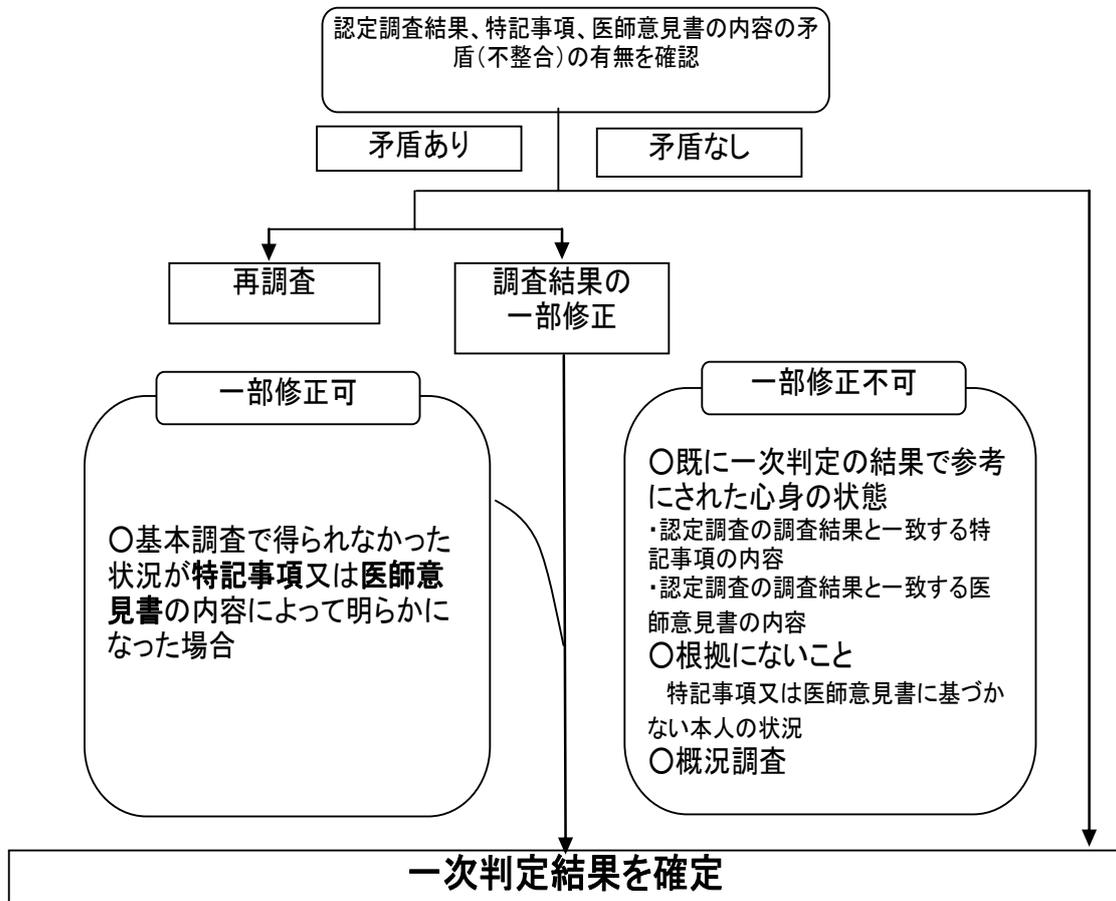
認定調査の結果の確認ができない場合など、再調査が必要と審査会が判断した場合は、市町村審査会事務局に対して、再度調査すべき内容を明らかにして連絡します。

- ・ なお、再調査後の審査会の判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行います。

（2）調査結果の一部修正について

認定調査で得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容によって明らかになった場合は一部修正をします。

図4 一次判定結果の確定の流れ



※「矛盾あり」の場合

○ 市町村審査会事務局は、認定調査項目と医師意見書の記載事項に明らかな相違が生じている場合。

例：認定調査で「右上肢に麻痺あり」であるのに、医師意見書は「左上肢に麻痺あり」



事務局は、特記事項を確認した後、両者に確認をとり、矛盾を解決した上でコンピュータへの入力を修正し、審査会の判定が適正に判断できるよう整理しておくこととなっています。

※ 審査会において調査結果の一部修正があった場合の例

認定調査の結果は「2-5 歩行」は「できる」となっているが、特記事項の「2-5」で「医師から歩行禁止」と記載されていた。これに対し、審査会の審査により歩行を「できない」に変更することが妥当と判断された場合、変更結果をコンピュータ入力すると一次判定結果より認定基準時間が5.4分増え一次判定結果が区分3から区分4に上がります。

- なお、審査会事務局は、一次判定結果の確定作業に当たっては、次の点を検証してください。
 - ① 正しい情報がコンピュータに入力されていることを確認する。
 - ② IADLのスコア、行動障害のスコアの表を用いた区分変更等の正しい情報が、審査会資料の一次判定結果の欄に反映されていることを確認する。
 - ③ 認定調査の結果の一部を修正した場合は、再度コンピュータ一次判定を行って得られた結果であることを確認する。

3. 障害程度区分の判定（二次判定）

（1）審査資料

- ・市町村審査会資料、特記事項、医師意見書

（2）検討の流れ

一次判定の結果を原案として、「特記事項」、「医師意見書」及び「項目群」の内容を加味した上で、審査判定（以下、「二次判定」という）を行います（図5参照）。

- 特記事項、医師意見書、B項目群、C項目群の内容から、通常の例に比べてより長い（短い）時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して、二次判定結果とします。

ただし、A項目群及び次の①～②については、既に一次判定で評価されていますので、二次判定において、区分変更はできませんので留意してください。

① プロセスIで区分1以上となった場合

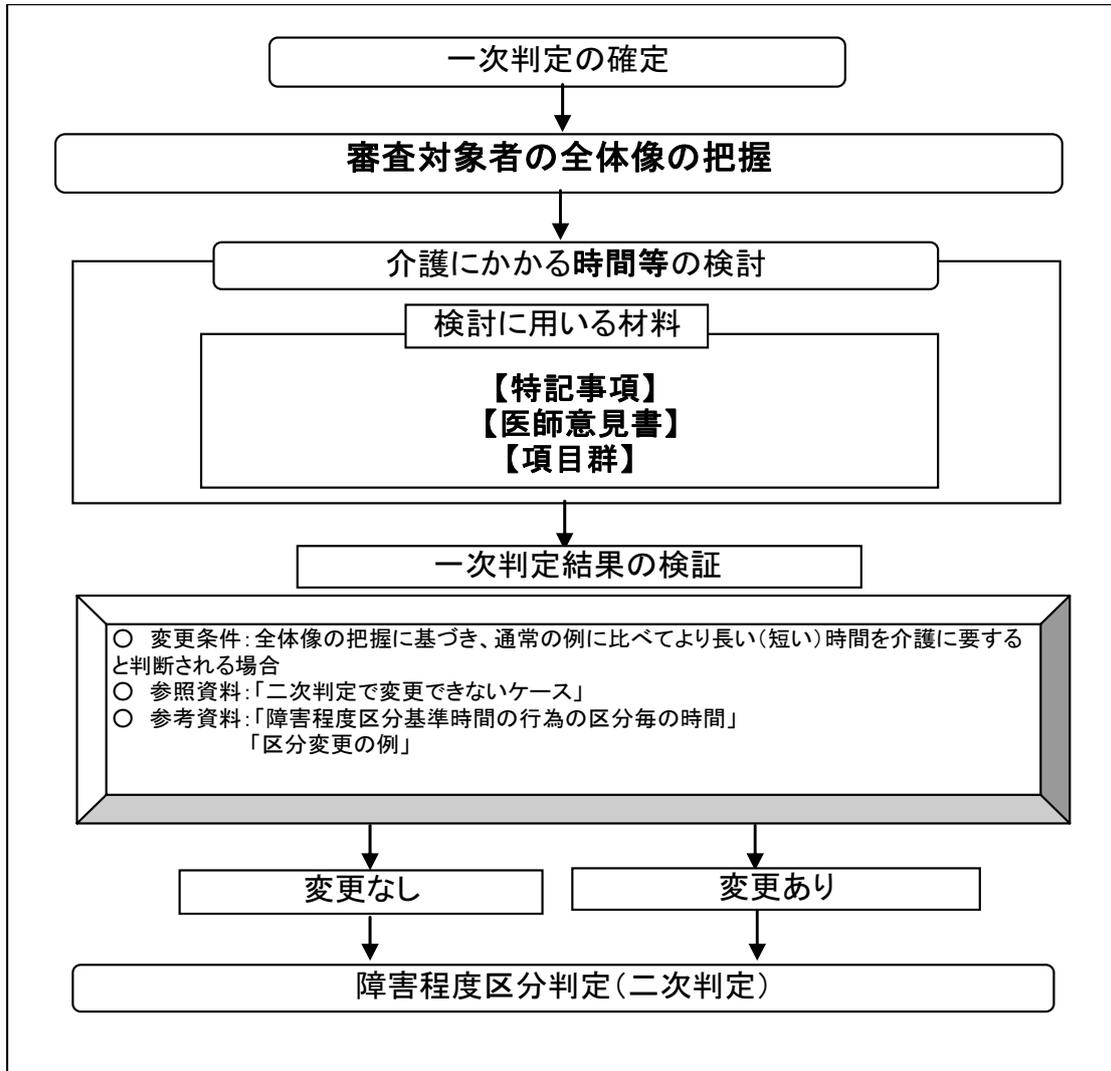
「B1の項目群」は、既に一次判定で評価されていますので、この項目群のみで重度に変更することはできません。

② プロセスIで非該当となった場合

「B1とB2の項目群」は、既に一次判定で評価されていますので、これらの項目群のみで重度に変更することはできません。

- 一次判定の結果を変更する場合には、「障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間（資料Ⅷ『障害程度区分基準時間の推計方法について（別表二～七）』）」「区分変更の例」を参考に一次判定変更の妥当性を検証します。

図5 一次判定の確定から二次判定までの流れ



(3) 二次判定の検討のポイント

ここでは、二次判定の検討のポイント及び留意すべき点を説明します。

① 特記事項

- 特記事項に記載された内容により、当該障害者のトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを区分変更の例を参考にしながら検討します。
- 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容については、すでに一次判定で評価しているので、判断の根拠とすることは適当ではありません。ただし、一次判定の結果、「一部介助」と確定した項目について、特記事項の具体的記載内容から「一部介助」より介護時間が長くなると認められ、また、他の幾つかの項目の特記事項から、さらに他の行為に関する介護時間が長くなると認められるといった場合のように、特記事項によりトータルの介護の必要時間が長くなる（短くなる）と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを検討することは差し支えありません。

② 医師意見書

- 医師意見書に記載された内容により、当該障害者のトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを区分変更の例を参考にしながら検討します。
- 医師意見書には、上記の他、障害程度区分の調査項目と重複する内容、介護の実施の際の医学的な留意事項も記載されていますが、これらに記載があるということだけで、障害程度区分の変更をすることは適当ではありません。ただし、一次判定の結果、「一部介助」と確定した項目について、特記事項の記載内容に加えて、医師意見書の具体的な記載内容から、さらに他の行為に関する介護時間が長くなると認められるといった場合のように、医師意見書及び特記事項によりトータルの介護の必要時間が長くなる（短くなる）と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうか検討することは差し支えありません。

③ 項目群

- C項目群は、障害の特性を補足的に捉えるために設定している項目群です。区分変更の例を参考にしながら、C項目群と他の項目群の項目との複数の組み合わせなどから、通常の例に比べてより長い（短い）時間の介護を要すると判断され、トータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを判定します。
- C項目群と他の項目群の組み合わせについては、一次判定の段階で、すでに障害程度区分の変更に反映されている項目もあることから、一次判定時に考慮された項目と

重複する項目は除いて判断してください。単に、各項目群に1項目ずつチェックあるからなどの理由により、障害程度区分の変更をすることは適当ではありません。

(※)「区分変更の例」

- 障害程度区分判定等試行事業の二次判定において、区分変更がされた実例の中から典型的な区分変更の例を示したものです。なお、一次判定段階でプロセスⅡにより区分変更が行われるケースは除かれています。
- 審査対象者の調査結果との類似性を判断し、一次判定の変更の妥当性を検証する場合の参考指標として利用します。
- 記載内容は、「事例」「調査結果（全介助等）」「障害程度区分基準時間」の3つです。
 - ・「事例」は、障害・傷病名等の概況、二軸評価等です。
 - ・「調査結果」は、認定調査の結果、選択された結果（選択肢）です。
- 別紙「区分変更の例」を参照してください。

4 障害程度区分判定に係る審査会が付する意見

(1) 障害程度区分の認定の有効期間を定める場合

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上で）設定するかどうかの検討を行います。

- ・身体上または精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設にかわる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
- ・その他、審査会が特に必要と認める場合

これらに該当する場合は、障害程度区分の再認定の具体的な期間を示し、市町村に報告します。

(2) サービスに関して意見を付する場合

障害程度区分の判定では非該当とされた場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付することができます。

VI 支給要否決定にあたって審査会が付する意見

審査会は、市町村が作成した支給決定案が当該市町村の支給基準と乖離するような場合、市町村から求めを受けて審査会としての意見を述べることになっています。

VII 市町村審査会の報告

- 市町村審査会は、「障害程度区分の審査判定の結果」「支給要否決定にあたって審査会が付する意見」を市町村に報告します。
- 記録の保存について
審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて市町村ごとに、その取り扱いを定めることとしています。